



愛媛労発基 0702 第 4 号  
令和 8 年 7 月 2 日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長  
丹羽 啓達

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

下表右欄の日付をもって、下表中欄の申出代表者から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり下表左欄の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

件 名	申出代表者	申出年月日
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金 (平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 5 号)	愛媛製紙労働組合 執行委員長 西 貴志	令和 8 年 6 月 26 日
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 2 号)	J AM 四国愛媛地区協議会 田中 圭子	令和 8 年 6 月 19 日
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 3 号)	電機連合西四国地方協議会 事務局長 竹箇平 貴隆	令和 8 年 6 月 5 日
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 6 号)	愛媛県造船産業最低賃金連絡会 会 長 渡 部 崇	令和 8 年 6 月 25 日